

国民健康保険税・介護保険料の減免を今年も実施

－感染症の影響を受けた方の減免措置を市独自の上乗せ負担で継続します－

燕市では、令和2年度の国民健康保険税・介護保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った方などに対し国の全額負担のもと減免を行いました。

令和3年度は、国の財政支援が4割に減額される見込みですが、感染拡大の長期化が市民生活に大きな影響を与えていることから、市が残りの6割を負担した上で、昨年度同様の減免措置を実施します。申請の受付は7月15日から開始します。

【減免の概要】

全額免除	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った方				
一部減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方（次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する場合） (ア) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。 (イ) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。 (ウ) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 ※介護保険料は(ア)および(ウ)に該当する場合に減免の対象となります。 ※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。				
	減 免 割 合				
	国保	前年合計所得 300万円以下 100%	前年合計所得 400万円以下 80%	前年合計所得 550万円以下 60%	前年合計所得 750万円以下 40%
介護	前年合計所得 210万円以下 100%		前年合計所得 210万円超 80%		



- 1.受付開始：令和3年7月15日(木)から
- 2.受付窓口：税務課市民税2係(燕市役所2階6～7番窓口)
- 3.その他：7月15日発送の納税(納入)通知書に、減免のお知らせを同封します。

本件についてのお問い合わせ先
市民生活部税務課：高橋・山宮
電話：0256-77-8144 (直通)